

# 群馬大学医学部附属病院重粒子線医学センター規程

令和 3. 4. 1 制 定

改正 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院重粒子線医学センター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、重粒子線診療の高度化及び効率化を図り、広く医学及び医療の向上及び発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 重粒子線診療に関すること。
- (2) センターの管理・運営に関すること。
- (3) その他重粒子線の業務に関すること。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 重粒子線医学センター長
- (2) 重粒子線医学センター副センター長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうちセンターの担当を命ぜられた者
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、群馬大学重粒子線医学推進機構重粒子線医学研究センター長（以下「医学研究センター長」という。）をもって充て、副センター長は、群馬大学重粒子線医学推進機構重粒子線医学研究センター（以下「医学研究センター」という。）の教授をもって充てる。

3 センター長は、センターの業務を掌理し、副センター長はセンター長の職務を補佐する。

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院重粒子線医学センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正につい

関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。